指定(介護予防)通所介護事業所 管理者 様 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所 管理者 様 指定居宅介護支援事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課

# 「個別機能訓練加算(Ⅱ)の算定要件に係る具体的例示, Q&A,自主点検について(通知)」の一部修正について

日頃より本市の保健福祉行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年10月7日付保高第960号で発出の「個別機能訓練加算(II)の算定要件に係る具体的例示、Q&A、自主点検について(通知)」について、一部修正いたしますので、よろしくお願いいたします。

本件について、ご不明な点等ありましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

#### 1. 修正箇所

## (1) 個別機能訓練加算 (Ⅱ) に係るQ&A

修正前

## (入浴や排泄に係る介助と訓練)

問 入浴や排泄に係る介助と訓練は、同時に実施することができるのか。

また,入浴に係る介助と訓練の場合, 入浴介助加算と個別機能訓練加算(Ⅱ) を同時に算定することはできるのか。

答 生活機能訓練は、あくまでも想定(反復)訓練であるので、入浴や排泄に係る 介助と訓練を同時に実施することはできません。したがって、入浴介助加算と個別機能訓練加算(Ⅱ)を同時に算定することはできません。

# (進捗状況の確認と評価(モニタリング))

- 問 個別機能訓練計画の進捗状況の確認 と評価(モニタリング),見直し変更に ついては,どの程度の間隔で行えばよ いのか。3月ごとに1回以上か。それ とも1月ごとに1回以上か。
- 答 個別機能訓練計画には、長期的な目標(3か月ごと)及びそれを達成するための短期的な目標(1か月ごと)並びにそれらの達成時期等を明確に位置付け<u>ることとなります。</u>

したがって,個別機能訓練計画の 捗状況の確認と評価(モニタリング) は1月ごとに1回以上,その見直し変 更は3月に1回以上で行うことととなり ます。

#### 修正後

## (入浴に係る介助と訓練)

- 問 利用者に対して、入浴サービスを実施 する時、入浴介助加算と個別機能訓練加 算(II)を同時に算定することはできる のか。
- 答 入浴時に機能訓練計画に位置付けた個別訓練が適切に行われているのであれば、それぞれ算定できます。

ただし,入浴時に機能訓練指導員が単 に入浴介助を行うのみであれば,個別機 能訓練加算(II)は算定できません。

# (進捗状況の確認と評価(モニタリング))

- 問 個別機能訓練計画の進捗状況の確認 と評価(モニタリング),見直し変更に ついては,どの程度の間隔で行えばよ いのか。3月ごとに1回以上か。それ とも1月ごとに1回以上か。
- 答 個別機能訓練計画には,長期的な目標(3か月ごと)及びそれを達成するための短期的な目標(1か月ごと)並びにそれらの達成時期等を明確に位置付け,進捗状況の確認と評価(モニタリング)は、1月ごとに1回以上,行うことが望ましいものと考えますが、その見直し変更は、3月に1回以上、居宅を訪問した上で行うこととなります。

## 2. 本市ホームページへの掲載(予定)場所

修正後の「個別機能訓練加算 (II) の算定要件に係る具体的例示, Q&A, 自主点検について(通知)」については、後日、本市ホームページに掲載(差替)する予定です。

HOME > くらし・手続き・環境 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 事業者の方へ > お知らせ > 福岡市の介護報酬算定等に係る考え方・方針について http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/sesakusuishin/00/05/5-010106.html

## 【問い合せ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部

高齢者サービス支援課 居宅サービス係

担当:松田·坂本·今田

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 12階⑥番

Tel: 092-711-4257 Fax: 092-726-3328 E-mail: kyotaku@city.fukuoka.lg.jp